

# ○江田島市環境基本条例

平成 23 年 3 月 10 日

条例第 2 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本方針（第 9 条）

第 3 章 基本的な計画の策定（第 10 条—第 12 条）

第 4 章 施策の推進（第 13 条—第 26 条）

### 附則

私たちのまち江田島市は、広島県南西の広島湾に浮かぶ江田島、能美島とその周辺に点在する島々で構成され、温暖な気候と青い海や緑豊かな山々などの美しい自然に恵まれたまちである。

この恵み豊かな自然環境のもと、近代より、主としてカキ養殖をはじめとする漁業や果樹、花、野菜栽培に代表される農業を営み、歴史と文化を積み重ね、引き継ぎながら、発展してきた。

しかし、近年の社会経済活動は、私たちの生活の利便性を高める一方で、自然の再生能力や浄化能力を超える環境への負荷を与え、身近な環境問題を引き起こすだけでなく、人類の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、この環境を保全し、「自然との共生・都市との交流による「海生交流都市」えたじま」として将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、環境が限りあるものであることを深く認識し、市、市民、事業者及び滞在者が協働して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源（廃棄物等のうち有用なものをいう。）となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源に

については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、市、市民、事業者及び滞在者の公平な役割分担及び協働のもとに、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常活動において積極的に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(滞在者の役割)

第7条 観光旅行等で市に滞在する者は、第5条に定める市民の役割に準じて環境の保全に努めるものとする。

(各主体の協働等)

第8条 市、市民、事業者及び滞在者は、第4条から第7条までに定めるそれぞれの役割を果たすため、必要に応じ、相互に協働しなければならない。

2 市は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、市、市民、事業者及び滞在者の相互調整に努めるものとする。

## 第2章 基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

第9条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を図ることにより、循環型社会を形成すること。
- (4) 市、市民、事業者及び滞在者が環境の保全に関し協働して取り組むことができる社会を形成すること。

### 第3章 基本的な計画の策定

#### (環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民、事業者及び滞在者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、江田島市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 1 1 条 市は，環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，及び実施するに当たっては，環境の保全に配慮しなければならない。

（環境の状況等の公表）

第 1 2 条 市長は，毎年，環境の状況，環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにするため，毎年度，報告書を作成し，公表しなければならない。

#### 第 4 章 施策の推進

（規制の措置）

第 1 3 条 市は，環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは，公害の原因となる行為，自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか，市は，人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは，必要な規制の措置を講ずるものとする。

（助成等の措置）

第 1 4 条 市は，市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため，必要かつ適正な経済的助成又は技術的支援を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備等）

第 1 5 条 市は，環境の保全を図るための公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。

（自然環境の保全）

第 1 6 条 市は，海岸，河川，農地，森林等の自然環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生育・生息地の保護等に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(水環境及び大気環境の保全)

第17条 市は、海域、河川等における良好な水環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、良好な大気環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第18条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第19条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(循環型社会構築の促進等)

第20条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び滞在者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境産業の振興)

第21条 市は、環境への負荷の低減に資する技術、製品、役務等の提供を行う産業を振興するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境学習及び環境教育の推進等)

第22条 市は、市民、事業者及び滞在者が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進

されるように、環境の保全に関する学習及び教育の推進並びに広報活動の充実など、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的活動の促進）

第 2 3 条 市は、市民、事業者及び滞在者が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 2 4 条 市は、第 2 2 条の環境の保全に関する学習及び教育の推進並びに前条の市民、事業者及び滞在者が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査及び監視等）

第 2 5 条 市は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 2 6 条 市は、環境の保全に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。